

福岡市一時預かり事業実施要綱

第一章 総則

(通則)

第1条 福岡市一時預かり事業（以下「事業」という。）については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」とし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。ただし、この事業の全部、又は、一部を市が認めた民間事業者に委託し、実施する場合は当該委託契約の仕様書に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、保護者の通院や冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する支援が必要な場合に対応するため、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童虐待の防止及び児童の福祉向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第3条 この事業は一般型事業、余裕活用型事業いずれかの形態で実施するものとする。

第二章 一般型事業

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、公募により選定された保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等を経営する者（以下「一般型事業実施者」という。）とする。

(対象児童)

第5条 事業の対象児童は、福岡市内に居住している生後6ヶ月から小学校就学前の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。また、里帰り出産、介護、非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は、福岡市外に居住している児童も対象とする。

2 病児及び病氣回復期の児童は対象から除くものとする。

(実施の要件)

第6条 事業を実施する保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「一般型事業実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。ただし、余裕活用型事業と同時に実施することはできない。

- (1) 福岡市内に所在する一般型事業実施施設であること。
- (2) 事業専用保育室を確保していること。ただし、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がないと市長が認める場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えない。
- (3) 一時預かり事業の利用定員枠を設けていること。非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は、定員を超えて受け入れることができる。

(実施日及び実施時間)

第7条 一般型事業実施者は年間280日（ただし、事業の実施期間が1年に満たない場合は、280を12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た日数（1日未満の端数切り上げ））以上事業を実施するものとする。

- 2 実施時間は、午前10時から午後3時までの時間を含む連続した8時間以上とし、一般型事業実施者が定めるものとする。

(利用登録・申込)

第8条 保護者は、一般型事業実施者の定める方法により、あらかじめ利用登録を行うものとする。

- 2 保護者は、利用に際し、一般型事業実施者に事前に利用申込を行うものとする。

(利用回数)

第9条 対象児童一人につき、同一の月に14回を超えて事業を利用することはできないものとする。

- 2 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合は前項に定める利用回数を超えて利用できるものとする。

(費用負担)

第10条 一般型事業実施者は、事業の実施にあたっては、あらかじめ利用料を設定すること。

- 2 前項の規定により、保護者に費用負担を求める場合は、別表1に定める一定基準（ガイドライン）を踏まえて、一般型事業実施者で定めることとする。ただし、公募時に福岡市が示した利用料の上限額を超えないこととする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の利用料を2分の1に減額することとする。

(1) 生活保護世帯

(2) 住民税非課税世帯

- 4 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合については、第1項の利用料は、市長が別途定める。
- 5 一般型事業実施者は、第1項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(保育従事者)

第 11 条 本事業に従事できる者（以下「保育従事者」という）は次の各号に定めるものとする。

(ア) 保育士

(イ) 都道府県又は市町村及び指定事業者が実施する子育て支援員研修のうち一時預かり事業又は地域型保育の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）

(配置基準)

第 12 条 一般型事業実施者は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（（昭和 23 年厚生省令第 63 号）以下「基準」という）に基づき、事業の利用児童（以下「利用児童」という）の年齢及び人数に応じ、専ら事業に従事する保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1/2 以上とすること。なお、この当該保育従事者については、一時預かり事業に従事している時間においては、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 事業を担当する保育従事者は 2 名を下回ることはできない。ただし、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所と一体的に事業を実施し、当該施設の職員（保育従事者に限る）による支援を受けられる場合には、保育士 1 名で処遇できる児童数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 名とすることができる。上記に加え、1 日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。）がおおむね 3 人以下である場合には、保育士 1 名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を子育て支援員 1 名とすることができる。この場合においても、当該施設等にかかる利用児童数と一時預かり事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、基準第 33 条第 2 項の規定に準じて職員を配置すること。

(設備基準)

第 13 条 一般型事業実施者は基準第 32 条に定める設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）に関する基準を遵守すること。

(保育の内容)

第 14 条 一般型事業実施者は基準第 35 条に定める保育の内容に関する基準を遵守すること。

(個人情報の保護)

第 15 条 一般型事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業廃止後も同様とする。

(関係書類の保存)

第 16 条 一般型事業実施者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

（事業開始の届出）

第 17 条 一般型事業実施者は、事業開始にあたり、福岡市一時預かり事業開始届出書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、事前に市長へ届出を行うものとする。

（届出内容の変更）

第 18 条 一般型事業実施者は、前条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を福岡市一時預かり事業変更届出書（様式第 2 号）に必要な書類を添えて、市長へ届出を行うものとする。

（事業の廃止・休止）

第 19 条 一般型事業実施者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その旨を福岡市一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、事前に市長へ届出を行うものとする。

（状況報告）

第 20 条 一般型事業実施者は、毎月の事業実施状況を、福岡市一時預かり事業（一般型）利用状況実績報告書（様式第 4 号－1）に必要な書類を添えて、翌月 10 日までに市長に報告するものとする。

第三章 余裕活用型事業

（実施主体）

第 21 条 この事業の実施主体は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を経営する者（以下「余裕活用型事業実施者」という。）とする。

（実施の要件）

第 22 条 事業を実施する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（以下「余裕活用型事業実施施設」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。ただし、一般型事業と同時に実施することはできない。

- （1）福岡市内に所在する余裕活用型事業実施施設であること。
- （2）余裕活用型事業実施施設の在園児数が利用定員総数に満たない場合に実施すること。
- （3）日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

(実施日及び実施時間)

第 23 条 事業の実施日は、原則として余裕活用型事業実施施設の開所日と同一とする。ただし、地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができる。

2 実施時間は、余裕活用型事業実施施設の開所時間の中で連続した 8 時間以上とし、余裕活用型事業実施者が定めるものとする。

(費用負担)

第 24 条 余裕活用型事業実施者は、事業の実施にあたっては、あらかじめ利用料を設定すること。

2 前項の規定により、保護者に費用負担を求める場合は、別表 1 に定める利用料の一定基準（ガイドライン）を踏まえて、余裕活用型事業実施者で定めることとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の利用料のうち、別表 2 に定める額を減額すること。

(1) 生活保護世帯

(2) 住民税非課税世帯（(1) に掲げる場合を除く）

4 非常災害に伴うり災及び避難のほか、市長が特に必要と認める場合については、第 1 項の利用料は市長が別途定める。

5 余裕活用型実施事業者は、第 1 項に定める利用料のほか、あらかじめ利用者の同意を得たうえで、昼食代やおやつ代などの実費相当額を徴収することができる。

(保育従事者)

第 25 条 保育従事者は保育士とする。

(配置基準)

第 26 条 余裕活用型事業実施者は利用児童等と余裕活用型事業実施施設の在園児数を合計し、基準第 33 条第 2 項に定める基準を遵守すること。

(設備基準)

第 27 条 余裕活用型事業実施者は利用児童等と余裕活用型事業実施施設の在園児数を合計し、基準第 32 条に定める設備に関する基準を遵守すること。

(状況報告)

第 28 条 余裕活用型事業実施者は、毎月の事業実施状況を、福岡市一時預かり事業（余裕活用型）利用状況実績報告書（様式第 4 号－ 2）に必要な書類を添えて、翌月 10 日までに市長に報告するものとする。

(準用)

第 29 条 第 5 条、第 8 条、第 9 条及び第 14 条から第 19 条までの規定は、余裕活用型の事業実施について準用する。この場合において、「一般型事業実施者」とあるのは「余裕活用型事業実施者」と読み替えることとする。

(細則)

第 30 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 本要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の廃止)

第 2 条 本要綱の施行に伴い、福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱は廃止する。

(経過措置)

第 3 条 本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の規定に基づいてなされる手続き等については、なお従前の例による。

2 本要綱施行の際、廃止前の福岡市一時保育事業実施要綱及び福岡市一時預かり事業（一般型）実施要綱の規定により作成された様式は、なお当分の間これを適宜修正の上使用することができる。

(期間)

第 4 条 この要綱は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

第 1 条 本要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

第 2 条 この要綱は令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表 1 利用料のガイドライン

区分	3 歳未満児	3 歳以上児
4 時間を超える場合	2, 000 円	1, 000 円
4 時間以内	1, 000 円	500 円

※児童の年齢は 4 月 1 日現在の満年齢による。

別表 2 余裕活用型事業利用料減免加算額

区分	生活保護世帯	住民税非課税世帯
4 時間を超える場合	3, 000 円	2, 400 円
4 時間以内	1, 500 円	1, 200 円